
4 5 1 4. 輸入貨物情報変更登録

業務コード	業務名
CAI	輸入貨物情報変更登録呼出し
CAI01	輸入貨物情報変更登録

1. 業務概要

入力されたAWB番号に係る輸入貨物情報の変更を行う。

なお、輸入申告等の申告後は、税関が本業務により行う。

(1) 「輸入貨物情報変更登録呼出し (CAI)」業務の場合

入力されたAWB番号に係る輸入貨物情報の内容を輸入貨物情報DBより呼び出す。

(2) 「輸入貨物情報変更登録 (CAIO1)」業務の場合

入力されたAWB番号に係る輸入貨物情報の変更内容を登録する。

なお、本業務により訂正保留となった場合は、税関により「許可・承認等情報登録 (輸入保税) (PCH)」業務において保留解除を行う。

以下に変更できる項目を示す。

①入力者が保税蔵置場の場合

項目	AWB、MAWBまたはULDの訂正						HAWBの訂正							
	輸入便情報有り			輸入便情報無し			MAWBに対する 輸入貨物情報DB に混載情報有り			MAWBに対する 輸入貨物情報DB に混載情報無し				
	未 突 合	不 突 合	突 合 後	未 突 合	不 突 合	突 合 後	未 突 合	全 量 到 着 済	オ ー バ ー	シ ョ ー ト	未 突 合	全 量 到 着 済	オ ー バ ー	シ ョ ー ト
品名	×	×	○	○ ^{*1}	×	○	×	○			×	○		
仕出地	×	×	○	○ ^{*1}	×	○	×	○			×	○		
総個数	×	×	○	×	×	○	×	○			×	○		
総重量	×	×	○	×	×	○	×	○			×	○		
特殊貨物記号	×	×	○	×	×	○	×	○			×	○		
社用品	×	×	○	×	×	○	×	×			×	×		
荷送人名	×	×	×	×	×	×	×	×			×	×		
荷送人住所	×	×	×	×	×	×	×	×			×	×		
荷送人電話番号	×	×	×	×	×	×	×	×			×	×		
荷受人コード	×	×	×	×	×	×	×	×			×	×		
荷受人名	×	×	×	×	×	×	×	×			×	×		
荷受人住所	×	×	×	×	×	×	×	×			×	×		
荷受人電話番号	×	×	×	×	×	×	×	×			×	×		
到着便名	×	×	×	×	×	×	×	×			×	×		
到着空港	×	×	×	×	×	×	×	×			×	×		
到着年月日	×	×	○	○ ^{*1}	×	○	×	○			×	○		
搬入年月日	×	×	○	○ ^{*1}	×	○	×	○			×	○		
個数	×	×	○ ^{*2}	○ ^{*1}	×	○ ^{*2}	×	○ ^{*2}			×	○ ^{*2}		
重量	×	×	○	○ ^{*1}	×	○	×	○			×	○		
保税蔵置場	×	×	○	○ ^{*1}	×	○	×	○			×	○		
仕向地	×	×	○	○ ^{*1}	×	○	×	○			×	○		
運送種別	×	×	○	○ ^{*1}	×	○	×	×			×	×		
ULD	×	×	○	○ ^{*1}	×	○	×	×			×	×		
突合済表示	×	×	×	○ ^{*1}	○	×	×	×			×	○		

(* 1) AWB情報 (HAWBの場合はHAWB情報) 未登録で、かつ貨物確認情報登録済の場合に変更可

(* 2) 増・減共に変更可

②入力者が混載業または航空会社の場合

項目	AWB、MAWBまたはULDの訂正						HAWBの訂正			
	輸入便情報有り			輸入便情報無し			MAWBに対する 輸入貨物情報DB に混載情報有り		MAWBに対する 輸入貨物情報DB に混載情報無し	
	未突合	不突合	突合後	未突合	不突合	突合後	未突合	全量到着済 オーバー ショート	未突合	全量到着済 オーバー ショート
品名	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○
仕出地	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○
総個数	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○
総重量	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○
特殊貨物記号	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
社用品	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×
荷送人名	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○
荷送人住所	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○
荷送人電話番号	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○
荷受人コード	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○
荷受人名	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○
荷受人住所	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○
荷受人電話番号	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○
到着便名	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
到着空港	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
到着年月日	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
搬入年月日	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
個数	×	×	○ ^{*5}	○ ^{*4}	×	○ ^{*5}	×	○ ^{*5}	×	○ ^{*5}
重量	×	×	○	○ ^{*4}	×	○	×	○	×	○
保税蔵置場 ^{*3}	○ ^{*4}	×	○	○ ^{*4}	×	○	×	×	×	×
仕向地	○ ^{*4}	×	○	○ ^{*4}	×	○	×	○	○ ^{*4}	○
運送種別	○ ^{*4}	×	○	○ ^{*4}	×	○	×	○	○ ^{*4}	○
ULD	○ ^{*4}	×	○	○ ^{*4}	×	○	×	×	×	×
突合済表示	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

(*3) 入力者が混載業の場合は変更不可

(*4) AWB情報 (HAWBの場合はHAWB情報) 登録済で、かつ貨物確認情報未登録の場合に変更可

(*5) 増のみ変更可

③入力者が税関の場合

項目	AWB、MAWBまたはULDの訂正						HAWBの訂正				
	輸入便情報有り			輸入便情報無し			MAWBに対する 輸入貨物情報DB に混載情報有り			MAWBに対する 輸入貨物情報DB に混載情報無し	
	未突合	不突合	突合後	未突合	不突合	突合後	未突合	全量到着済 オーバー ショート	未突合	全量到着済 オーバー ショート	
品名	×	×	○	○ ^{*6}	×	○	×	○	○ ^{*6}	○	
仕出地	×	×	○	○ ^{*6}	×	○	×	○	○ ^{*6}	○	
総個数	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○	
総重量	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○	
特殊貨物記号	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○	
社用品	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○	
荷送人名	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○	
荷送人住所	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○	
荷送人電話番号	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○	
荷受人コード	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○	
荷受人名	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○	
荷受人住所	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○	
荷受人電話番号	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○	
到着便名	×	×	○ ^{*7}	×	×	○ ^{*7}	×	○ ^{*7}	×	○ ^{*7}	
到着空港	×	×	○ ^{*7}	×	×	○ ^{*7}	×	○ ^{*7}	×	○ ^{*7}	
到着年月日	×	×	○	○	×	○	×	○	○	○	
搬入年月日	×	×	○	○	×	○	×	○	○	○	
個数	×	×	○	○	×	○	×	○	○	○	
重量	×	×	○	○	×	○	×	○	○	○	
保税蔵置場	○ ^{*8}	×	○	○	×	○	×	○	○	○	
仕向地	○ ^{*8}	×	○	○	×	○	×	○	○	○	
運送種別	○ ^{*8}	×	○	○	×	○	×	○	○	○	
ULD	○ ^{*8}	×	○	○	×	○	×	○	○	○	
突合済表示	×	×	×	○	○	×	×	×	○	×	

(*6) AWB情報 (HAWBの場合はHAWB情報) 未登録で、かつ貨物確認情報登録済の場合に変更可

(*7) 不明 (便名の場合「UNK」、到着空港の場合「ZZZ」) の旨が登録されている場合に変更可

(*8) AWB情報 (HAWBの場合はHAWB情報) 登録済で、かつ貨物確認情報未登録の場合に変更可

2. 入力者

税関、航空会社、混載業、保税蔵置場

3. 制限事項

(1) CAI業務の場合

なし。

(2) CAIO1業務の場合

①1業務で入力可能な到着便数は、最大30便とする。

- ②他空港向一括保税運送貨物を追加登録する場合は、入力された到着便名に登録されている他空港向一括保税運送の運送先の件数が13件を超えないこと。

4. 入力条件

(1) CAI業務の場合

(A) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

(B) 入力項目チェック

(a) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(b) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(C) 輸入貨物情報DBチェック

- ①入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。
- ②入力者が税関の場合は、入力者の管轄内に蔵置されている貨物が存在すること。また、入力者の管轄内に蔵置されていない場合は、以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ・入力された到着空港に対する到着便情報が存在する。
 - ・入力者の管轄内にて「AWB情報登録（輸入）（ACH）」業務または「AWB情報訂正（CAW）」業務（以下、AWB情報登録業務という。）、「HAWB情報登録（輸入）（HCH）」業務または「HAWB情報訂正（CHA）」業務（以下、HAWB情報登録業務という。）、「貨物確認情報登録（PKG）」業務、「貨物確認情報訂正（CPK）」業務、「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務または「混載貨物確認情報訂正（CHP）」業務（以下、貨物確認情報登録業務という。）が行われ、かつ突合済でないこと。
- ③入力者が保税蔵置場の場合は、以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ・入力者の管理する保税蔵置場に蔵置されている到着便情報が存在すること。
 - ・入力者により貨物確認情報登録業務が行われ、突合済みでない到着便情報が存在すること。
- ④入力者が混載業の場合は、入力者によりHAWB情報登録業務または貨物確認情報登録業務が行われた到着便情報が存在すること。
- ⑤入力者が航空会社の場合は、以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ・入力者によりAWB情報登録業務または貨物確認情報登録業務が行われた到着便情報が存在し、かつ、当該入力者と異なる税関官署管轄に蔵置されていない到着便情報が存在すること。
 - ・入力者の管理する保税蔵置場に蔵置されている到着便情報が存在すること。
- ⑥「貨物取扱登録（改装・仕分）（CHS）」業務により仕分けられた仕分け親でないこと。ただし、スプリット情報仕分けの仕分け親は除く。
- ⑦「輸出貨物取扱登録（仕分け）（AHS）」業務により仕分けられた仕分け親でないこと。
- ⑧「輸出貨物取扱登録（仕合せ）（AHT）」業務により仕合せられた仕合せ親でないこと。
- ⑨訂正保留中でないこと。
- ⑩入力者が税関以外の場合は、輸入申告等の輸入通関手続き（予備申告（Z申告、T申告、U申告、J申告またはS申告）は除く）がされていないこと。ただし、貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）、貨物到着前輸入申告扱いの輸入（引取）申告または到着即時輸入申告扱い（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（U申告またはS申告）で輸入許可となった貨物において、到着個数の合計が許可個数に満たない場合を除く。
- ⑪貨物取扱許可申請及び見本持出許可申請中でないこと。

⑫PCH業務による以下の登録が行われていないこと。

- 「廃棄届受理」
- 「滅却承認」
- 「亡失届受理」
- 「税関内収容」
- 「現場収容」
- 「貨物の移動差止」
- 「登録情報削除承認」
- 「貨物手作業移行」

⑬入力者が税関以外の場合は、「許可・承認等情報登録（輸入通関）（PAI）」業務による許可・承認登録が行われていないこと。

⑭「許可・承認等情報登録（監視）（PAK）」業務により以下の登録がされていないこと。

- 「外貨機用品積込承認（個別）」
- 「外貨船用品積込承認」
- 「別送品輸入許可」

⑮税関が未確認である事故情報が登録されている場合は、一般仮陸揚貨物、マル仮貨物、仮・仮貨物または機移し貨物の到着便情報が存在しないこと。

(2) CAIO1業務の場合

(A) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②変更対象の項目に対して訂正可能な利用者であること。

(B) 入力項目チェック

(a) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(b) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(C) 輸入貨物情報DBチェック

(a) 共通チェック

- ①入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。
- ②入力者が税関の場合は、入力者の管轄内に蔵置されている貨物が存在すること。また、蔵置されていない場合は、以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ・入力された到着空港に対する到着便情報が存在する。
 - ・AWB情報登録業務、HAWB情報登録業務または貨物確認情報登録業務が行われ、かつ突合済でないこと。
- ③入力者が保税蔵置場の場合は、以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ・入力者の管理する保税蔵置場に蔵置されている到着便情報が存在すること。
 - ・入力者により貨物確認情報登録業務が行われ、突合済みでない到着便情報が存在すること。
- ④入力者が混載業の場合は、入力者によりHAWB情報登録業務または貨物確認情報登録業務が行われた到着便情報が存在すること。
- ⑤入力者が航空会社の場合は、以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ・入力者によりAWB情報登録業務または貨物確認情報登録業務が行われた到着便情報が存在し、かつ、当該入力者と異なる税関官署管轄に蔵置されていない到着便情報が存在すること。
 - ・入力者の管理する保税蔵置場に蔵置されている到着便情報が存在すること。
- ⑥CHS業務により仕分けられた仕分け親でないこと。ただし、スプリット情報仕分けの仕分け親は除く。

- ⑦AHS業務により仕分けられた仕分け親でないこと。
 - ⑧AHT業務により仕合せられた仕合せ親でないこと。
 - ⑨訂正保留中でないこと。
 - ⑩入力された到着便名が登録されていること。ただし、入力者が税関の場合で、かつ「搬入確認登録（システム対象外保税運送）（O I N）」業務で到着便名が不明の旨が登録されていた場合は除く。
 - ⑪入力者が税関以外の場合は、輸入申告等の輸入通関手続き（予備申告（Z申告、T申告、U申告、J申告またはS申告）は除く）がされていないこと。ただし、貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）、貨物到着前輸入申告扱いの輸入（引取）申告または到着即時輸入申告扱い（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（U申告またはS申告）で輸入許可となった貨物において、到着個数の合計が許可個数に満たない場合を除く。
 - ⑫貨物取扱許可申請及び見本持出許可申請中でないこと。
 - ⑬PCH業務による以下の登録が行われていないこと。
 - 「廃棄届受理」
 - 「滅却承認」
 - 「亡失届受理」
 - 「税関内収容」
 - 「現場収容」
 - 「貨物の移動差止」
 - 「登録情報削除承認」
 - 「貨物手作業移行」
 - ⑭入力者が税関以外の場合は、PAI業務による許可・承認登録が行われていないこと。
 - ⑮PAK業務により以下の登録がされていないこと。
 - 「外貨機用品積込承認（個別）」
 - 「外貨船用品積込承認」
 - 「別送品輸入許可」
 - ⑯税関が未確認である事故情報が登録されている場合は、一般仮陸揚貨物、マル仮貨物、仮・仮貨物または機移し貨物の到着便情報が存在しないこと。
 - ⑰不突合貨物に対する訂正の場合は、HAWBであること。
- (b) 品名または仕出地に入力された場合は、以下のチェックを行う。
- ①入力者が保税蔵置場の場合は、入力者の管理する保税蔵置場に蔵置されていること。なお、蔵置されていない場合は、以下の条件をすべて満たすこと。
 - ・入力者により貨物確認情報登録業務が行われている。
 - ・未突合である。
 - ・AWBの場合は入力された到着便名に対する輸入便情報が輸入便情報DBに存在しない、HAWBの場合はMAWBに対する輸入貨物情報DBに混載情報が存在しない。（以下、輸入便情報がDBに存在しないという。）
 - ②入力者が航空会社の場合は、入力者が所属する税関官署が管轄する保税蔵置場または入力者の所属する空港地区と同一地区の空港保税蔵置場に蔵置されていること。
- (c) 荷送人名、荷送人住所、荷送人電話番号、荷受人コード、荷受人名、荷受人住所または荷受人電話番号に入力された場合は、以下のチェックを行う。
- ①入力者が保税蔵置場でないこと。
 - ②入力者が航空会社の場合は、入力者が所属する税関官署が管轄する保税蔵置場または入力者の所属する空港地区と同一地区の空港保税蔵置場に蔵置されていること。
 - ③入力者によりAWB報登録業務が行われた到着便情報が存在すること。

- (d) 総個数に入力された場合は、以下のチェックを行う。
- ①入力者が税関以外の場合は、入力者が所属する税関官署が管轄する保税蔵置場または入力者の所属する空港地区と同一地区の空港保税蔵置場に蔵置されていること。
 - ②CHS業務により仕分けられた仕分け子でないこと。
 - ③システム外搬入貨物の場合は、運送手段が航空貨物であること。
 - ④ULDでないこと。
 - ⑤各到着税関空港における到着便の個数の合計以上であること。
 - ⑥CHS業務により仕分けられたスプリット情報仕分けの仕分け親である場合は、スプリット貨物の旨を取り消す入力でないこと。
 - ⑦輸入申告等の輸入通関手続き（予備申告（Z申告、T申告、U申告、J申告またはS申告）は除く）が行われていないこと。ただし、貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）、貨物到着前輸入申告扱いの輸入（引取）申告または到着即時輸入申告扱い（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（U申告またはS申告）で輸入許可となった貨物において、到着個数の合計が許可個数に満たない場合を除く。またこの場合、入力した総個数が許可個数を超えないこと。
 - ⑧PAI業務による許可・承認登録が行われていないこと。
- (e) 総重量に入力された場合は、以下のチェックを行う。
- ①入力者が税関以外の場合は、入力者が所属する税関官署が管轄する保税蔵置場または入力者の所属する空港地区と同一地区の空港保税蔵置場に蔵置されていること。
 - ②CHS業務により仕分けられた仕分け子でないこと。
 - ③システム外搬入貨物の場合は、貨物種別が航空貨物であること。
 - ④ULDでないこと。
 - ⑤総個数が登録されていること。ただし、本業務で総個数が入力されている場合は除く。
 - ⑥各到着税関空港における到着便の重量の合計以上であること。ただし、HAWBの場合は除く。
- (f) 特殊貨物記号に入力された場合は、以下のチェックを行う。
- ①入力者が税関以外の場合は、入力者が所属する税関官署が管轄する保税蔵置場または入力者の所属する空港地区と同一地区の空港保税蔵置場に蔵置されていること。
 - ②ULDでないこと。
- (g) 社用品表示に入力された場合は、以下のチェックを行う。
- ①入力者が税関以外の場合は、入力者が所属する税関官署が管轄する保税蔵置場または入力者の所属する空港地区と同一地区の空港保税蔵置場に蔵置されていること。
 - ②ULD、MAWB、HAWBまたはシステム外搬入貨物でないこと。
 - ③他所蔵置許可貨物でないこと。ただし、本業務で他所蔵置許可貨物の取消しの旨が入力されている場合は除く。
- (h) 到着便情報を変更する場合は、変更対象の到着便情報について以下のチェックを行う。
- (ア) 共通チェック
- ①保税運送申告、貨物移動情報登録、包括保税運送承認に係る個別運送情報登録または特定保税運送の登録が行われていないこと。
 - ②CHS業務により仕分けられたスプリット情報仕分けの仕分け親でないこと。
 - ③入力者が税関以外の場合は、他所蔵置許可貨物でないこと。
- (イ) 入力者が税関の場合は、以下のチェックを行う。
- ①AWB、MAWBまたはULDの場合は、入力者の管轄する保税蔵置場に蔵置されていること。また、蔵置されていない場合は、入力者の管轄内にてAWB情報登録業務が行われていること。ただし、マル仮貨物、仮・仮貨物または機移し貨物の場合は除く。

- ②HAWBの場合は、入力者の管轄する保税蔵置場に蔵置されていること。ただし、入力された到着便名に対する輸入便情報がDBに存在しない場合は除く。
 - ③不突合貨物でないこと。ただし、入力された到着便名に対する輸入便情報がDBに存在しない場合は除く。
- (ウ) 入力者が保税蔵置場の場合は、入力者の管理する保税蔵置場に蔵置されていること。なお、蔵置されていない場合は、以下の条件をすべて満たすこと。
- ①AWBの場合は、AWB情報未登録で、かつ入力者により貨物確認情報登録済であること。ただし、突合済表示については除く。
 - ②HAWBの場合は、HAWB情報未登録で、かつ入力者により貨物確認情報登録済である。ただし、突合済表示については除く。
 - ③入力された到着便名に対する輸入便情報がDBに存在しない。
- (エ) 入力者が混載業の場合は、入力者によりHAWB情報登録業務が行われていること。
- (オ) 入力者が航空会社の場合は、入力者によりAWB情報登録業務または貨物確認情報登録業務が行われ、かつ入力者が所属する税関官署が管轄する保税蔵置場または入力者の所属する空港地区と同一地区の空港保税蔵置場に蔵置されていること。ただし、マル仮貨物、仮・仮貨物または機移し貨物として登録されている場合は除く。また、貨物確認情報登録業務が行われている場合は、保税蔵置場に蔵置されていること。
- (カ) 個数または重量に入力された場合は、以下のチェックを行う。
- ①マル仮貨物、仮・仮貨物及び機移し貨物以外の個数の合計が総個数以下であること。
 - ②マル仮貨物、仮・仮貨物及び機移し貨物以外の重量の合計が総重量以下であること。
 - ③「ULD引取情報登録(UDA)」業務が行われていないこと。
- (キ) 保税蔵置場に入力された場合は、以下のチェックを行う。
- ①変更前の保税蔵置場において「貨物取扱登録(特殊貨物)(CHT)」業務が行われていないこと。
 - ②航空会社保税蔵置場が入力された場合は、仮陸揚貨物、他空港向一括保税運送貨物または航空会社保税蔵置場向け社用品であること。または、その旨が入力されていること。
 - ③UDA業務が行われていないこと。
- (ク) 仕向地に入力された場合は、以下のチェックを行う。
- ①CHS業務により仕分けられた仕分け子でないこと。
 - ②貨物到着前輸入申告扱いの予備申告(J申告)または到着即時輸入申告扱いの予備申告(税関空港で貨物を引き取る場合)(U申告)の旨が登録されている場合で、申告時の通関予定蔵置場の所属空港と異なる税関空港でAWB情報登録業務が行われている場合は、システム内の税関空港が入力されていること。
 - ③到着即時輸入申告扱いの予備申告(航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合)(S申告)の旨が登録されている場合は、システム内の税関空港が入力されていること。
 - ④システム外搬入貨物として登録された到着便情報の場合は、システム内の税関空港が入力されていること。
 - ⑤UDA業務が行われていないこと。

⑥以下の貨物種別設定条件表の条件を満たしていること。ただし、システム外搬入貨物として登録された到着便情報の場合は除く。

表1 貨物種別設定条件表

仕向地	ULD表示* ⁹	運送種別* ¹⁰	社用品
入力者の所属する税関 官署と同一の税関官署 内税関空港コード		△	
		△	SV
		1	SV
入力者の所属する税関 官署と異なる税関官署 内システム内税関空港 コード		T	
		T	SV
		K	
		K	SV
		M	
		M	SV
		?	
		?	SV
	K	T	
	K	K	
	K	M	
	U	T	
	U	T	SV
	U	K	
	U	K	SV
	U	M	
	U	M	SV
システム外税関空港コ ード		△	
		△	SV
		K	
		K	SV
		T	
		T	SV
		M	
		M	SV
		?	
		?	SV
	K	△	
	K	K	
	K	M	
	U	△	
	U	△	SV
	U	K	
	U	K	SV
U	M		
U	M	SV	

仕向地	ULD表示* ⁹	運送種別* ¹⁰	社用品
外国都市コード		△	
		△	SV
		K	
		K	SV
		H	
		H	SV
		M	
		M	SV
	K	△	
	K	K	
	K	H	
	K	M	
	U	△	
	U	△	SV
	U	K	
	U	K	SV
	U	H	
	U	H	SV
	U	M	
	U	M	SV

(*9) ULD表示

K : ULD

U : ULD収容貨物

(*10) 運送種別

△ : 到着空港揚貨物、一般仮陸揚貨物

K : マル仮貨物、仮・仮貨物

1 : 航空会社保税蔵置場向け社用品

T : 他空港向一括保税運送貨物

H : 他空港向一括保税運送仮陸揚貨物

M : 機移し貨物

? : 運送種別が未定

⑦システム内税関空港が入力された場合は、全到着便の仕向地がシステム内税関空港であること。

⑧外国都市またはシステム外税関空港が入力された場合は、全到着便の仕向地が外国都市またはシステム外税関空港として登録されていること。

(ケ) 運送種別に入力された場合は、以下のチェックを行う。

①MAWBでないこと。HAWBの場合は、「X」または「O (オー)」であること。

②システム外搬入貨物として登録された到着便情報でないこと。

③CHS業務により仕分けられた仕分け子でないこと。

④貨物到着前輸入申告扱いの予備申告 (J申告) または到着即時輸入申告扱いの予備申告 (税関空港で貨物を引き取る場合) (U申告) の旨が登録されている場合は、申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港でAWB情報登録業務が入力されていないこと。

⑤前述の貨物種別設定条件表の条件を満たしていること。

⑥税関が未確認である事故情報が登録されている場合、一般仮陸揚貨物、マル仮貨物、仮・仮貨物または機移し貨物への変更でないこと。

- ⑦航空会社保税蔵置場向け社用品の旨が入力された場合は、保税蔵置場に航空会社保税蔵置場が入力されていること。
 - ⑧入力された到着便の貨物をマル仮貨物、仮・仮貨物または機移し貨物から到着空港揚貨物または一般仮陸揚貨物へ変更する場合は、到着空港揚貨物または一般仮陸揚貨物が30便到着済でないこと。
 - ⑨UDA業務が行われていないこと。
- (コ) ULDに入力された場合は、以下のチェックを行う。
- ①MAWBまたはHAWBでないこと。
 - ②システム外搬入貨物として登録された到着便情報でないこと。
 - ③CHS業務により仕分けられた仕分け子でないこと。
 - ④前述の貨物種別設定条件表の条件を満たしていること。
 - ⑤ULDの旨が入力された場合は、スプリット貨物で2便以上到着済でないこと。
 - ⑥ULD収容貨物の旨が入力された場合は、PKG業務が行われていないこと。
 - ⑦取消しの旨が入力された場合は、ULD収容貨物であること。
- (サ) 突合済表示に入力された場合は、以下のチェックを行う。
- ①「Y」が入力された場合は、ULD収容貨物でないこと。
 - ②「Y」が入力された場合は、未突合または不突合であり、かつ入力された到着便名に対する輸入便情報がDBに存在しないこと。
 - ③「X」が入力された場合は、全到着便情報が未突合または不突合であり、かつ全到着便に対する輸入便情報がDBに存在しないこと。
 - ④「R」が入力された場合は、既に「X」により無効となっていること。
 - ⑤UDA業務が行われていないこと。
- (D) 輸出貨物情報DBチェック
- 入力されたAWB番号が仮陸揚貨物の場合で、当該AWB番号に対する輸出貨物情報が輸出貨物情報DBに存在する場合は、以下のチェックを行う。ただし、ULDは除く。
- (a) 訂正の場合
- ①一般仮陸揚貨物、仮・仮貨物、出・仮貨物または機移し貨物であること。
 - ②搭載完了がされていないこと。
 - ③到着便情報の訂正の場合は、ULDへ積付がされていないこと。
 - ④搬出がされていないこと。
 - ⑤「保税運送申告（一括）（GOL）」業務が行われていないこと。
 - ⑥当該貨物がHAWBの場合は、貨物取扱中でないこと。
 - ⑦当該貨物がHAWBの場合は、混載仕立がされていないこと。
 - ⑧到着個数の合計が貨物総個数（入力がある場合は、入力総個数）以下であること。
 - ⑨到着重量の合計が貨物総重量（入力がある場合は、入力総重量）以下であること。
 - ⑩「許可・承認等情報登録（輸出保税）（PAH）」業務による以下の登録が行われていないこと。
「貨物の移動差止」
「貨物手作業移行」
- (b) 到着貨物を削除する場合
- ①仮陸揚貨物、仮・仮貨物、出・仮貨物または機移し貨物であること。
 - ②搭載完了がされていないこと。
 - ③ULDへ積付がされていないこと。
 - ④搬出がされていないこと。
 - ⑤GOL業務が行われていないこと。
 - ⑥当該貨物がHAWBの場合は、貨物取扱中でないこと。

- ⑦当該貨物が混載仕立がされていないこと。
- ⑧PAH業務による以下の登録が行われていないこと。

「貨物の移動差止」

「貨物手作業移行」

(E) 輸入便情報DBチェック

入力された到着便名に対する輸入便情報が輸入便情報DBに存在する場合で、他空港向一括保税運送貨物を追加登録する場合は、当該便の運送先の件数が13件を超えないこと。

5. 処理内容

(1) CAI業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(B) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(C) 注意喚起メッセージ出力処理

登録を行うには再送信が必要な旨を注意喚起メッセージとして出力する。

(2) CAIO1業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(B) 訂正判定処理

入力内容に基づき訂正等を認めるか、訂正を保留にするかを判定する。ただし、入力者が税関の場合は、判定処理は行わない。

(C) 輸入貨物情報DB処理

- ①突合済表示に「Y」が入力された場合は、変更対象の到着便情報に突合済の旨を設定する。
- ②品名、個数、重量及び運送種別等に変更がある場合は、当該項目の更新を行う。
- ③仮陸揚貨物を取り消した場合は、仮陸揚貨物情報を削除する。
- ④新たに仮陸揚貨物の入力をした場合は、仮陸揚貨物情報を登録する。
- ⑤到着即時輸入申告扱いの予備申告(税関空港で貨物を引き取る場合)(U申告)が登録されている場合で、マル仮貨物または国内向け機移し貨物から他空港向一括保税運送貨物または到着空港揚貨物へ変更した場合は、予備申告(本申告自動起動)(Z申告)を行う旨に変更する。
- ⑥到着即時輸入申告扱いの予備申告(税関空港で貨物を引き取る場合)(U申告)が予備申告(本申告自動起動)(Z申告)を行う旨に変更となった場合で、他空港向一括保税運送貨物または到着空港揚貨物からマル仮貨物または国内向け機移し貨物へ変更した場合は、到着即時輸入申告扱いの予備申告(税関空港で貨物を引き取る場合)(U申告)に変更する。
- ⑦貨物到着前輸入申告扱いの予備申告(J申告)または到着即時輸入申告扱いの予備申告(税関空港で貨物を引き取る場合)(U申告)が登録されている場合で、到着個数の合計以上の総個数が入力された場合は、予備申告(本申告自動起動)(Z申告)を行う旨に変更する。
- ⑧入力者が税関以外の場合で、前述の訂正判定処理において訂正保留となった場合は、変更対象の到着便情報に訂正保留中の旨を登録する。

(D) 輸入便情報DB処理

AWBの場合で、かつ入力された到着便名に対する輸入便情報が輸入便情報DBに存在する場合は、以下の処理を行う。

- ①ULD表示、個数、重量、運送種別、仕向地、社用品表示及び突合内容等を設定する。
- ②航空会社向けフライトサマリ情報が存在する場合、個数及び重量等を設定する。
- ③保税蔵置場向けフライトサマリ情報が存在する場合、個数及び重量等を設定する。

(E) 輸出貨物情報DB処理

入力されたAWB番号がマル仮貨物、仮・仮貨物、一般仮陸揚貨物または機移し貨物の場合は、以下の処理を行う。

(a) 輸出貨物情報が輸出貨物情報DBに存在する場合

- ①仕向地または運送種別に入力された場合は、仕向地または運送種別を更新する。
- ②マル仮貨物、仮・仮貨物、一般仮陸揚貨物または機移し貨物から到着空港揚貨物、他空港向一括保税運送貨物への変更があった場合で、以下の条件をすべて満たす場合は、輸出貨物情報を無効にする。
 - ・有効な便情報が存在しない。
 - ・輸出貨物及び出・仮貨物でない。

(b) 輸出貨物情報が輸出貨物情報DBに存在しない場合

仕向地が国内である貨物からマル仮貨物、仮・仮貨物、一般仮陸揚貨物または機移し貨物へ変更があった場合は、輸出貨物情報を作成する。

(F) スプリット解除処理

総個数に「X」が入力された場合、またはスプリット貨物で到着個数（入力がある場合は、入力個数）と総個数（入力がある場合は、入力総個数）が一致し、かつ到着便が1便の場合は、輸入貨物情報に以下の処理を行う。

- ①スプリットの旨を取り消す。
- ②当該貨物がMAWBで、かつHPK業務にて混載貨物確認終了済の場合は、削除表示を設定する。
- ③当該貨物がHAWBの場合は、全量到着済の旨を設定する。

(G) 全量到着済処理

スプリット貨物で到着個数（入力がある場合は、入力個数）の合計と総個数（入力がある場合は、入力総個数）が一致し、かつ到着便が2便以上（全便突合済）の場合は、輸入貨物情報に以下の処理を行う。

- ①全量到着済の旨を登録する。
- ②当該貨物がMAWBで、かつ全到着便がHPK業務にて混載貨物確認終了済の場合は、削除表示を設定する。

(H) 全量到着済解除処理

全量到着済の場合で、総個数を変更し到着個数の合計以上になった場合は、輸入貨物情報に全量到着済の旨を取り消す。

ただし、マル仮貨物、仮・仮貨物及び機移し貨物を除く到着便が30便の場合、または入力地域の空港における到着便が30便の場合は除く。

(I) 本申告自動起動処理

本業務により全量到着済となり、かつ予備申告（本申告自動起動）（Z申告）の旨が登録されている場合で、以下の条件を満たした場合は、入力されたHAWBに対する本申告（輸入申告、蔵入・移入・総保入承認申請）が自動起動される。

- ①予備申告の時に登録された通関予定蔵置場にHAWBが全量蔵置されていること。
- ②突合済であること。
- ③スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。

(J) 輸入畜産物検査申請自動起動処理

輸入畜産物検査申請（到着後申請自動起動）の旨が登録されている場合で、以下の条件を満たした場合は、入力されたHAWB番号に対する輸入畜産物検査申請（到着後申請）を自動起動する。

- ①突合済であること。
- ②スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。

(K) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

(1) CAI業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸入貨物情報変更登録 呼出し結果情報	なし	入力者

(2) CAIO1業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
訂正済情報	入力者が税関の場合	入力者
訂正控情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が税関以外である (2) 訂正が承認された	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社または混載業である (2) 訂正が承認されている (3) 蔵置中であり、当該情報を出力する旨が登録されている	訂正対象貨物が蔵置されている保税蔵置場
訂正保留控情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が税関以外である (2) 訂正が保留された	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社または混載業である (2) 訂正が保留されている (3) 蔵置中であり、当該情報を出力する旨が登録されている	訂正対象貨物が蔵置されている保税蔵置場
訂正確認情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が保税蔵置場である (2) 訂正が承認されている	保税蔵置場の管轄税関 (保税担当部門) (監視担当部門)
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社または混載業である (2) 訂正が承認されている (3) 入力者が所属する税関官署が管轄する保税蔵置場または入力者の所属する空港地区と同一地区の空港保税蔵置場に蔵置されていない	入力者の所属する税関 (保税担当部門) (監視担当部門)

情報名	出力条件	出力先
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社または混載業である (2) 訂正が承認されている (3) 入力者が所属する税関官署が管轄する保税蔵置場または入力者の所属する空港地区と同一地区の空港保税蔵置場に蔵置されている	各到着空港で最初の貨物確認情報登録業務を行った保税蔵置場の管轄税関 (保税担当部門) (監視担当部門)
訂正保留確認情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が保税蔵置場である (2) 訂正が保留されている	保税蔵置場の管轄税関 (保税担当部門) (監視担当部門)
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社または混載業である (2) 訂正が保留されている (3) 入力者が所属する税関官署が管轄する保税蔵置場または入力者の所属する空港地区と同一地区の空港保税蔵置場に蔵置されていない	入力者の所属する税関 (保税担当部門) (監視担当部門)
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社または混載業である (2) 訂正が保留されている (3) 入力者が所属する税関官署が管轄する保税蔵置場または入力者の所属する空港地区と同一地区の空港保税蔵置場に蔵置されている	各到着空港で最初の貨物確認情報登録業務を行った保税蔵置場の管轄税関 (保税担当部門) (監視担当部門)
分割貨物完了情報	全量到着済となった場合	各到着空港単位に最初のAWB情報登録業務を行った航空会社
保税関係確認情報	税関届出用特殊貨物記号の変更または追加があった場合	入力者の所属する税関 (保税担当部門)

7. 特記事項

- (1) 本業務に入力される項目（品名、仕向地、積込港、総個数、総重量）については、別紙L02「共通項目（航空輸出貨物情報）の登録優先順位」に従って輸出貨物情報DBに登録または更新する。
- (2) 保税蔵置場を変更する場合で、保税蔵置場向けフライトサマリ情報が存在しない（入力した保税蔵置場において、同一到着便に対しPKG業務が1度も実施されていない）場合、保税蔵置場向けフライトサマリ情報には変更内容が反映されない。そのため、保税蔵置場向けフライトサマリに正しい個数等が計上されない場合がある。